

独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付金の申請について

「災害共済給付制度」は、学校の管理下で、災害（負傷、疾病、障害または死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金の給付）を行う、国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度です。詳しくは災害共済給付 WEB をご確認ください。（右のQRを読み込んでください。）



○医療費の請求について

- ・初診から治療終了までの医療費総額が 5,000 円以上（自己負担額 1,500 円以上）が対象になります。
- ・公費負担医療制度（マル福等）は使わず支払いしてください。
- ・保険適応の治療に限り対象となります。
- ・災害発生日から 2 年が過ぎると時効により給付金の申請ができなくなります。
- ・医療機関等に証明していただくにあたっては、特別にご協力をいただいております。証明を依頼する際は、その場ですぐに証明していただけない場合があることをご了承ください。

○手続き方法

下記の必要な書類について、医療機関等で証明等を受け、担任又は保健室へ提出してください。

「災害報告書」※必須

わかる範囲で記入してください。

「医療等の状況」（病院又は診療所用）

1 ヶ月当たり 1 枚必要です。診察を受けた病院の窓口で記入してもらいます。合計で 500 点以上になることをご確認ください。

「医療等の状況」（接骨院用）

1 ヶ月当たり 1 枚必要です。治療を受けた接骨院で記入してもらいます。合計で 5,000 円以上になることをご確認ください。

「調剤報酬明細書」（調剤薬局用）

1 ヶ月当たり 1 枚必要です。お薬をもらった薬局で記入してもらいます。

院内薬局は必要かご確認ください。

「治療用装具・生血明細書」

詳しくは記入方法をご確認ください。

「高額療養状況等の届」

1 ヶ月の治療費が 70,000 円（7,000 点）を越える請求の場合には必ず必要です。

事業所での証明や、所得課税証明書が必要になる場合があります。

その他の書類についてはお問合せください。

給付金の支払いは書類を提出してから 2 ヶ月以上かかります。給付金の受け渡しについては、保護者の方が来校していただくか、お子様にお渡しするか、どちらかの方法となりますことをご了承ください。

問い合わせ：保健室（0299-82-1903）